

緊急通報装置と人感センサー

ひとり暮らし等の高齢者に、緊急時に通報できる、
緊急通報装置等を貸与します

自宅内での急病などの緊急時に、通報ができる装置を貸与します。

通報すると受信センターへつながり、委託事業者が本人に代わって、親族等への連絡や救急車の要請を行います。

○対象者：秦野市に住民票があり、実際に秦野市居住の65歳以上の方

○申込先：担当地域の高齢者支援センター

注意事項

- ・申込みから設置まで、通常1か月程度かかります。
- ・緊急時の連絡先(親族等)が2件以上必要です。

○貸与物品 **※装置は貸与品のため、解約時に返却が必要です。(紛失等の場合は弁償)**

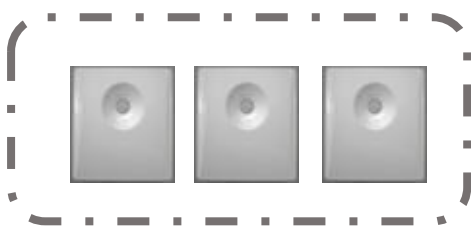
1 緊急通報装置

固定電話をお持ちの場合	携帯電話のみをお持ちの場合
固定型 装置本体 + ペンダント型送信機 	携帯型 装置本体 + ペンダント型送信機 
機器本体のスピーカーで直接応対。電話回線の種類により固定型を利用できない場合があります。(その場合は携帯電話型を使用)	機器本体は通報機能のみ。通報すると、登録している電話を通じ応対します。

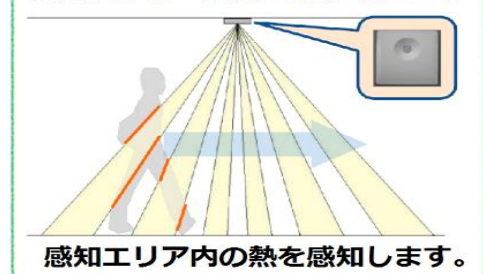
2 (希望者のみ) 人感センサー (複数台設置)

緊急通報装置と人感センサーをセットでの貸与(人感センサー単独貸与は不可)

天井に設置します。

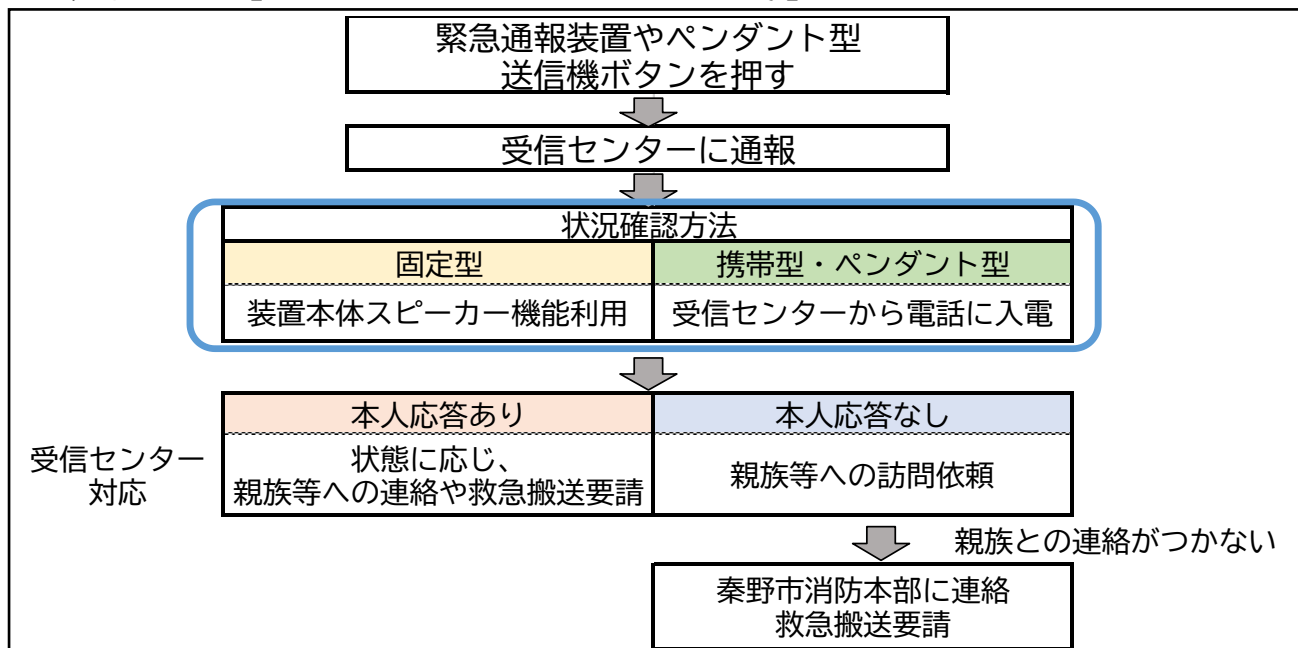


人感センサー感知エリアイメージ



○ サービス内容

1 緊急対応 【自宅内で体調が悪くなったとき等】

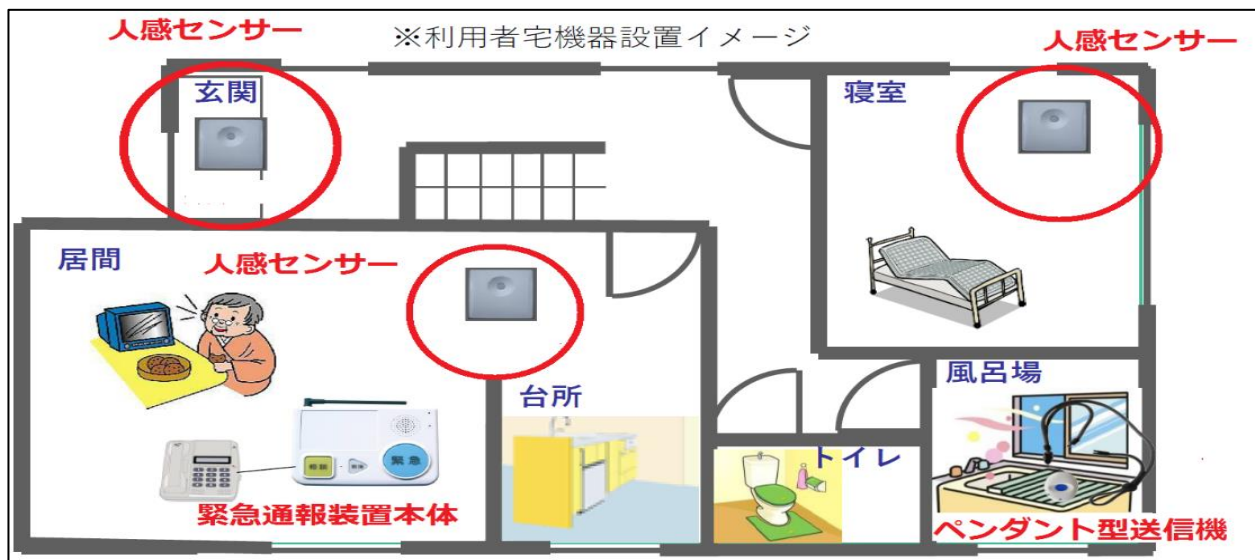


2 相談対応

24 時間対応。緊急通報装置の「相談」ボタンを押すと、委託事業者の看護師に体調などについて相談できます。

3 人感センサーによる自動安否確認（希望者のみ）

午前 4 時から午前 10 時までの間、センサーに熱感知されない（動きがない）場合、委託事業者に通報され、本人への呼びかけや親族等への連絡等を行います。



○ 費用

- ・ 緊急通報装置：【固定型】0 円～ 1,760 円 【携帯型】0 円～3,025 円
（前年の所得、世帯状況等によって利用料が変わります。）
- ・ 人感センサー：一律 月 500 円

制度についてのお問い合わせは

秦野市福祉部高齢介護課地域包括ケア担当（電話 82-7394）まで